

概要書

令和 6 年度					事後評価		
事業名（箇所名）		第五管区海上保安本部 （泉佐野）第二庁舎		担当課	営繕部技術・評価課	事業 主体	国土交通省 近畿地方整備局
				担当課長名	川勝 康弘		
実施箇所		大阪府泉佐野市					
該当基準		事業完了後2年間が経過した事業					
事業諸元		・敷地： 8,946 m ² ・構造： 鉄筋コンクリート造 地上2階建て外 ・規模： 978 m ²					
事業期間		事業採択	平成 30 年度	完了	令和 3 年度		
総事業費（億円）		4.7					
目的・必要性		＜解決すべき課題・背景＞ 国家安全保障戦略（H25.12.17閣議決定）を踏まえ、領海警備・海洋監視能力の増強を図り、第五管区海上保安本部の体制を確保することとされている。既存施設では、執務スペースの確保及び資機材の保管に支障をきたしていることから、第五管区海上保安本部（泉佐野）第二庁舎を整備するものである。 ＜政策体系上の位置付け＞ ・政策目標：官庁施設の利便性、安全性等の向上 ・施策目標：環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する					
社会経済情勢等の変化		本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。					
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化		当初の事業計画に沿った整備がなされ、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。					
事業の効果の発現状況		・位置、規模及び構造の観点から、業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる。 ・地域性、景観性、環境保全性、木材利用促進、ユニバーサルデザイン、防災性及び耐用・保全性について、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。					
事業実施による環境の変化		環境負荷低減への取り組みやCASBEE評価の結果から特に問題はないと考えられる。					
対応方針	今後の事後評価の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、今後の事後評価の必要性はない。					
	改善措置の必要性	事業の効果は十分に発現していると考えられるため、改善措置の必要性はない。					
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性		現時点で見直しの必要性は見られない。					
その他		＜第三者委員会の意見・反映内容＞ 事業評価監視委員会において、「今後の事後評価の必要性、改善措置の必要性はない」との判断は妥当とされた。					

施設名： 第五管区海上保安本部(泉佐野)第二庁舎

事業場所： 大阪府泉佐野市

概要図
(位置図)

